

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
福地字大正419-4	田	948	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,584	(株)宮城リスタ大川	口座振込
福地字大正419-5	田	948	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,584	(株)宮城リスタ大川	口座振込
福地字大正419-6	田	941	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,528	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)
- (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
- (3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

- (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。
- (2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
- (3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
- (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。
- (5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

- 1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。
- 3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
針岡字昭和624-1	田	954	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,632	(株)宮城リスタ大川	口座振込
針岡字昭和624-2	田	957	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,656	(株)宮城リスタ大川	口座振込
針岡字昭和624-3	田	957	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,656	(株)宮城リスタ大川	口座振込
針岡字昭和624-4	田	957	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,656	(株)宮城リスタ大川	口座振込
針岡字昭和624-5	田	878	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,024	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

(4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。

3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
針岡字芦早前877-2	田	953	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,624	(株)宮城リスタ大川	口座振込
針岡字芦早前876-1	田	2,826	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	22,608	(株)宮城リスタ大川	口座振込
針岡字芦早前877-1	田	4,073	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	32,584	(株)宮城リスタ大川	口座振込
針岡字芦早前879-2	田	1,932	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	15,456	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)
- (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
- (3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

- (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。
- (2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となつて、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
- (3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
- (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。
- (5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

- 1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。
- 3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高 橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
針岡字昭和640-3	田	499	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	3,992	(株)宮城リスタ大川	口座振込
針岡字昭和640-4	田	480	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	3,840	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

(4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。

3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
針岡字昭和649-1	田	858	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	6,864	(株)宮城リスタ大川	口座振込
針岡字昭和649-2	田	1,007	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	8,056	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があつた日から起算して2か月以内に異議を述べなかつた場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となつて、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

(4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。

3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
針岡字昭和645-1	田	1,060	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	8,480	(株)宮城リスタ大川	口座振込
針岡字昭和647	田	6,304	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	50,432	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があつた日から起算して2か月以内に異議を述べなかつた場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となつて、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

(4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。

3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
針岡字昭和637-2	田	956	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,648	(株)宮城リスタ大川	口座振込
針岡字昭和637-3	田	890	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,120	(株)宮城リスタ大川	口座振込
針岡字昭和648-3	田	1,132	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	9,056	(株)宮城リスタ大川	口座振込
針岡字昭和648-4	田	551	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	4,408	(株)宮城リスタ大川	口座振込
針岡字昭和648-5	田	899	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,192	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

(4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。

3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
針岡字昭和632-2	田	4,309	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	34,472	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

(4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。

3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

- 1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。
- 3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
釜谷字谷地中501-1	田	966	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,728	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があつた日から起算して2か月以内に異議を述べなかつた場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となつて、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

(4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。

3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
釜谷字新町裏204-3	田	263	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	2,104	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字新町裏204-4	田	477	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	3,816	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字新町裏204-5	田	834	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	6,672	(株)宮城リスタ大川	口座振込
針岡字別圃310-2	田	950	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,600	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)
- (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
- (3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

- (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。
- (2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
- (3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
- (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。
- (5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

- 1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。
- 3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
釜谷字谷地中522-2	田	460	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	3,680	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字谷地中522-3	田	380	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	3,040	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があつた日から起算して2か月以内に異議を述べなかつた場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となつて、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

(4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。

3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高 橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
釜谷字谷地中500-2	田	819	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	6,552	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字谷地中500-3	田	957	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,656	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字谷地中500-4	田	492	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	3,936	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字谷地中500-5	田	839	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	6,712	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字谷地中500-6	田	418	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	3,344	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字谷地中500-7	田	272	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	2,176	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

(4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。

3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高 橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
釜谷字谷地中513-2	田	425	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	3,400	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があつた日から起算して2か月以内に異議を述べなかつた場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となつて、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

(4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。

3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

石巻市農業委員会会長 高橋 千代恵



記

[illegible]

- (備考)

- 1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。
- 3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
釜谷字高地518-12	田	26	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	208	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があつた日から起算して2か月以内に異議を述べなかつた場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となつて、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

(4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。

3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高 橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
釜谷字高地512	田	9,856	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	78,848	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏312-2	田	4,554	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	36,432	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字須賀407-1	田	6,102	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	48,816	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)
- (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
- (3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があつた日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

- (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。
- (2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となつて、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
- (3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
- (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。
- (5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

- 1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。
- 3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
釜谷字高地518-10	田	178	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,424	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字高地518-11	田	208	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,664	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字高地518-5	田	289	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	2,312	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字高地518-6	田	76	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	608	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字高地518-7	田	61	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	488	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字高地518-8	田	245	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,960	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字高地518-9	田	227	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,816	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

(4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

(※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。

3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
別紙のとおり									

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)
- (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
- (3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があつた日から起算して2か月以内に異議を述べなかつた場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

- (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。
- (2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となつて、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
- (3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
- (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。
- (5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

- 1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。
- 3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

(別紙 筆別明細) (23)

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする 権利の種類	内容	始期	存続 期間	賃借	借賃の 相手方	方法
長面字上谷地503-1	田	3,083	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	24,664	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-10	田	44	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	352	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-11	田	353	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	2,824	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-12	田	607	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	4,856	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-13	田	1,153	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	9,224	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-14	田	110	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	880	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-15	田	322	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	2,576	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-16	田	624	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	4,992	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-17	田	115	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	920	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-18	田	370	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	2,960	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-19	田	447	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	3,576	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-2	田	137	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,096	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-3	田	151	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,208	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-4	田	133	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,064	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-5	田	175	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,400	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-6	田	247	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,976	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-7	田	30	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	240	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-8	田	1,620	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	12,960	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字上谷地503-9	田	51	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	408	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏313-4	田	409	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	3,272	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏313-5	田	800	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	6,400	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏313-6	田	873	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	6,984	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏319-1	田	1,427	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	11,416	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏319-2	田	1,439	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	11,512	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏319-3	田	1,138	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	9,104	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-1	田	360	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	2,880	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-10	田	138	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,104	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-11	田	89	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	712	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-12	田	950	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,600	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-13	田	718	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	5,744	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-14	田	1,289	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	10,312	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-15	田	248	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,984	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-16	田	9	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	72	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-17	田	678	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	5,424	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-18	田	300	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	2,400	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-19	田	226	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,808	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-2	田	774	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	6,192	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-3	田	445	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	3,560	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-4	田	1,820	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	14,560	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-5	田	211	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,688	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-6	田	349	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	2,792	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-7	田	314	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	2,512	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-8	田	274	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	2,192	(株)宮城リスタ大川	口座振込
長面字町裏320-9	田	181	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,448	(株)宮城リスタ大川	口座振込
計 44筆		25,231 ㎡							

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
釜谷字下山根102-2	田	163	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,304	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字下山根102-3	田	97	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	776	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字下山根102-4	田	878	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,024	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字谷地中529-1	田	128	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,024	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字谷地中529-2	田	1,057	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	8,456	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字谷地中529-3	田	350	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	2,800	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

(4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。

3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
釜谷字谷地中539-4	田	204	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,632	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

(4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。

3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮城県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と

令和7年11月5日

石巻市農業委員会会長 高 橋 千代恵



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番(石巻市)	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃(円)	借賃の相手方	方法
釜谷字新町裏200-4	田	137	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	1,096	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字新町裏200-5	田	903	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,224	(株)宮城リスタ大川	口座振込
釜谷字新町裏200-6	田	903	賃借権	設定	石巻市公告後	10年	7,224	(株)宮城リスタ大川	口座振込

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)
- (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
- (3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

- (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。
- (2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
- (3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
- (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。
- (5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること。

(備考)

- 1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。
- 3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。